

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱（令和4年告示第165号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 略 <u>（令和4年12月分から令和5年3月分までの補助金の額の特例）</u> 3 <u>令和4年12月分から令和5年3月分までの補助金の額に関する別表の規定の適用については、同表中「20円」とあるのは「40円」と、「25円」とあるのは「48円」とする。</u>	附 則 1 及び 2 略

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、令和4年12月1日から適用する。